

2019年度民法展開演習（HA・HB合同） 最終到達度検証試験の出題趣旨と解説

2020年1月17日

松岡 久和

【出題趣旨】

民法展開演習の講義の趣旨に沿って、司法試験の問題に近い形式で出題し、Ⅰ～Ⅲを連続した事実とした。内容的には、講義で取り上げたテーマに関連するものを「到達度検証」の意味で尋ねる一方、事案に即して条文をしっかりと適用するという基本的な問題を加えた。とくに前半が法的推論の仕方（議論の立て方）を問うやや難易度の高い問題となったので、時間配分が重要となる。

【ポイント解説】

具体的なテーマとポイントは次のとおりである。

1 設問1の(1)

A B間の契約の性質、集合動産譲渡担保の二重設定の場合の優劣、受寄者の返還先（動産債権譲渡特例法3条2項、民法660条2項・3項）を論点として想定した。

① A B間の契約が倉庫内の場所の賃貸借契約なのか本件在庫商品の寄託契約なのかは、Aの本件在庫商品の占有の性質に関わるため、最初に論定すべきであろう。

② A C間およびA D間の集合動産譲渡担保契約がともに有効であることを確認した上で、その優劣がどのように決まるかを、対抗要件の先後および後続の即時取得の有無によって判断する必要がある。動産譲渡登記と指図による占有移転の対抗力の優劣および指図による占有移転で即時取得が認められるかが問題となる。この問題については判例が明確ではなく、学説も分かれているので、結論はともかく、法的推論の仕方が問われる。

③ 動産譲渡担保の優劣が決まったとして、Bは優先する方に返還すべきかが、動産債権譲渡特例法3条2項や同趣旨の民法660条2項・3項との関係で問題になる。民法660条の問題は講義で扱ってはいるが、かなりの応用問題であり、結論が明確ではないので、②と同様、法的推論の仕方の当否が問われる。

2 設問1の(2)

留置権の抗弁が未払の保管料債権全額について成り立ち、CまたはEにも対抗できるかが問われる。考えようによっては難しくなるが、留置権の成立要件を事例に則して的確に判断して、それが第三者効を有することを論じることを求めている。

3 設問2

本件の使途を限定していなかった債務についての連帯保証契約が事業債務個人保証契約に該当し、適用除外に該当しないかが制度の趣旨との関係で問題となる。筒井健夫ほか『Q&A 改正債権法と保証実務』（商事法務、2020年）109-110頁の説明を参照して

民法展開演習（HA・HB）

作問した。この問題も、唯一の正解はないので、説得力のある理由があれば肯定・否定のいずれでもよい。条文適用能力および法的推論の仕方の可否を問うている。

4 設問3

遺言の効力ならびに遺留分侵害額請求の成否およびその効果を尋ね、相続法の基本知識と条文適用能力があるかどうかを問うている。二宮周平『家族法〔第5版〕』（新世社、2019年）470～493頁を参照。相続法改正により名称が変わり、また現物返還から金銭給付へと効果が修正されたことはきちんと抑えて欲しい。なお、Gは自らの分の請求のみならず、未成年者であるHの親権者・法定代理人として、Hの分の請求も可能である、ということに気付いて欲しい。